

# 介護保険・支給限度基準額が変わります

4月から消費税増税に伴う介護報酬の引き上げにより、支給限度基準額を改定します(下表)。

※3月31日以前発行の「介護保険被保険者証」の支給限度基準額は、改定後の支給限度基準額に読み替えて対応します。

問合せ先 くすのき広域連合本部(☎6995・1516)、くすのき広域連合守口支所(高齢介護課内)(☎6992・2180)

主な在宅サービスの支給限度基準額(標準地域)

要介護認定区分	新(4月1日以降)	旧(3月31日まで)
要支援1	50,030円	49,700円
要支援2	104,730円	104,000円
要介護1	166,920円	165,800円
要介護2	196,160円	194,800円
要介護3	269,310円	267,500円
要介護4	308,060円	306,000円
要介護5	360,650円	358,300円

# 後期高齢者医療保険料

## お知らせと納め方

**納付方法**

○特別徴収の人(年金から天引きをする人)  
平成26年2月に保険料を特別徴収で納付していた人は、平成26年4・6・8月の徴収額は、平成26年2月に特別徴収した金額と同額を特別徴収します。

また、平成25年度に普通徴収(納付書や口座振替)で納付している、新たに4月から特別徴収に変わる人は、平成26年4・6・8月の徴収額は、平成25年度保険料の2か月相当額分を特別徴収します。

なお、7月に平成26年度市民税課税状況(平成25年中の所得)に基づき、本算定額を決定しますので、今回の保険料と調整し、改めて通知します。

替(で)納付している、新たに4月から特別徴収に変わる人は、平成26年4・6・8月の徴収額は、平成25年度保険料の2か月相当額分を特別徴収します。

なお、7月に平成26年度市民税課税状況(平成25年中の所得)に基づき、本算定額を決定しますので、今回の保険料と調整し、改めて通知します。

**普通徴収の人**  
仮徴収は行わず、7月に本算定による保険料を決定し、納付書や口座振替などの方法で9期(7月〜翌年3月まで)で納めていただくこととなります。

問合せ先 保険課保険料係(☎6992・2153)

# 平成26年度介護保険料(仮算定)

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、前年の所得に応じて決定しますが、平成26年度の所得が確定するまでは、平成25年度の市民税課税状況(平成24年中の所得)で計算(仮算定)します。

7月初旬には平成26年度市民税課税状況に基づいて年間の保険料(本算定)額を決定し、改めて通知します。

**保険料額・納付方法**  
○普通徴収(保険料を納付書または口座振替で納付)

○特別徴収(保険料を年金から天引き)  
平成26年2月に保険料を特別徴収で納付していた人は、平成26年4・6・8月の保険料額は平成26年2月に特別徴収した金額と原則同額になります。

平成25年度に普通徴収で納付している、新たに4月から特別徴収をする人は、平成26年4・6・8月の徴収額は、平成25年度保険料の2か月相当額分を特別徴収します。

**保険料は忘れずに納付を**

介護保険制度はみなさんに納めていただく保険料と国などの補助金で運営されています。

介護保険料は必ず納めていただく必要がありますので、保険料は必ず期限内に納めてください。

**保険料を納付書で納めている人へ**  
口座振替依頼書、介護保険料の納付書、預貯金通帳、印かん(通帳届出印)を持って最寄りの金融機関で手続きをお願いします。

口座振替依頼書は、平成26年度介護保険料納入通知書(仮算定)に同封しています。

問合せ先 くすのき広域連合本部(☎6995・1516)、くすのき広域連合守口支所(高齢介護課内)(☎6992・2180)

# 消費税引き上げに伴う

## 臨時福祉給付金の支給が決定

国では、4月の消費税率引き上げに伴う低所得者への暫定措置として「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の支給を決定しました。

給付金は、平成26年度の市民税(均等割)が非課税などの要件を満たす人に1万円給付され、高齢基礎年金などの受給者には、さらに5千円が加算されます。

これを受け、市では給付事務の準備を進めています。具体的な申請・給付方法や担当部署などが決まり次第、広報もりぐちやホームページなどでお知らせします。

なお、臨時福祉給付金に

ついて、市や厚生労働省の職員が直接ATM操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

また、現時点で世帯構成などの個人情報を探ることもありませんので、振り込み詐欺などに注意して下さい。

問合せ先 福祉部総務課(☎6992・1570)

※制度の概要については厚生労働省「臨時福祉給付金」ダイヤル(☎03・3595・5526)

# 安否確認ホットライン

新聞がポストに溜まっている、洗濯物が長く干したままある、明かりが昼夜ずっとついたままなど普段の様子と違う状況に気付いた場合には、安否確認ホットラインに連絡して下さい。

寄せられた情報をもとに早急に安否確認・状況把握を行います。

**【安否確認ホットライン専用連絡先】** ☎6992・4010(ここに)

ホット)、メールアドレス Anpi4010line@city-noriguchi-osaka.jp

安否確認ホットラインのチラシ(裏面は「救急安心カード」を作成しました。また、チラシとカードは市ホームページからダウンロードできます。

**【チラシ設置場所】** 高齢介護課(市役所本館1階)、市役所案内窓口、市民保健センター、佐太・菊水老人福祉センター、障害者・高齢者交流会館、市民・大日サービスコーナー、各公民館

安否確認ホットラインのチラシの裏面は、「救急安心カード」として活用でき、氏名、持病、緊急連絡先などを記入しておけば、いざという時、医療情報を的確に救急隊に伝えることができるとのことです(ただし、状況により活用できない場合があります)。

問合せ先 高齢介護課(☎6992・1610、1613)



# 身体障害者手帳の「身体障害認定基準」などが変わります

4月から心臓機能障害(ペースメーカーなど植え込み)および肢体不自由(人工関節など置換者)の基準について、国の示す「身体障害認定基準」などが以下のように改正されることから、身体障害者手帳の認定に関する取り扱いが変更されます。

**心臓機能障害(現行)**  
○ペースメーカーを装着している者は、一律に1級として認定(改正後)

○ペースメーカーなどの依存度、日常生活活動の制限の程度を勘案して1

**肢体不自由(現行)**  
○股関節・膝関節・足関節を人工関節などに置換している場合は、一律に全廃として等級を認定(改正後)

○股関節・膝関節・足関節を人工関節などに置換後、リハビリテーションなどを行ったうえでその後の障害の状態により、全廃、著しい障害、軽度の障害に応じた等級もしくは非該当のいずれかに認定を行う

なお、原則、4月1日(火)から改正後の基準が適用されます。

問合せ先 障害福祉課(☎6992・1635)

※「身体障害認定基準」など制度に関する詳細については、大阪府障がい者自立相談支援センター(☎6692・5264)

級、3級、または4級の認定を行う

○一定期間(3年)以内に再認定を行うことを原則とする

# 介護保険 苦情専門相談

介護保険サービスなどに係るさまざまな苦情・相談を弁護士が伺います。予約制になっておりますので、事前に電話または窓口で予約をお願いします。

とき 原則、毎月第2水曜日午後2〜4時

ところ 市役所1号別館1階市民相談室

相談員 弁護士 弁護士

相談時間 1時間以内  
申込・問合せ先  
くすのき広域連合守口支所(市役所高齢介護課内)  
☎6992・2180  
☎6995・1516

※介護保険苦情専門相談のほか、くすのき広域連合(本部・支所)では、介護保険に関するさまざまな相談を随時受け付けています。

# 発達障害への理解を深めよう

## 4月2日(水)は世界自閉症啓発デー

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。自閉症をはじめとする発達障害は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害であり、発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係を築くことが苦手です。発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、発達障害に対する私たち一人ひとりの理解が必要です。

「世界自閉症啓発デー」を契機として、自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めていただくようお願いいたします。

問合せ先 障害福祉課(☎6992・1635)